

2021年3月8日

「前橋まちなかまちづくりファンド」の設立について

しののめ信用金庫（理事長 横山 慶一）は、前橋市の中心市街地の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構（以下、「民都機構」）との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「前橋まちなかまちづくりファンド」を2021年3月8日に設立いたしました。

本ファンドは、2019年9月に前橋市が官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」の対象エリア内において、空き家・空き店舗等をリノベーション等により活用し、商業施設、宿泊施設、交流施設、業務施設等を整備・運営することで地域の課題解決に資する事業を投資対象としています。

前橋市の中心市街地における地域課題解決および地域活性化に向けた取り組みを、地域金融機関として本ファンドによる新たな資金調達手段を提供することで支援してまいります。

【前橋まちなかまちづくりファンドの概要】

名称	前橋まちなかまちづくりファンド有限責任事業組合
目的	ファンドからの出資・社債取得を通じて、リノベーション等による民間まちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることにより、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献すること。
ファンド形態	有限責任事業組合（LLP）
出資者	しののめ信用金庫 および 民間都市開発推進機構
ファンド総額	1億円（しののめ信用金庫5千万円、民都機構5千万円）
設立日	2021年3月8日
運用期間	20年（2041年1月31日まで）
個別投資の回収期間	最長10年を目途とする。
投資方法	優先株式の取得もしくは社債の取得。
投資対象エリア	前橋市アーバンデザインのエリア内及びその周辺において実施される民間まちづくり事業に投資する。
投資対象事業の考え方	投資対象エリア（次頁参照）において、空き家・空き店舗のリノベーション等による活用及び低未利用地の活用により、商業施設、宿泊施設、交流施設、業務施設等を整備・運営することで地域の課題解決に資する事業を投資対象とする。
投資対象限度額	①出資を行う場合は出資を受けた直後の事業者の資本（純資産）の額の3分の2または対象事業の総事業費の3分の2のいずれか少ない額を限度とする。 ②社債を取得する場合は、対象事業の総事業費の3分の2を限度とする。

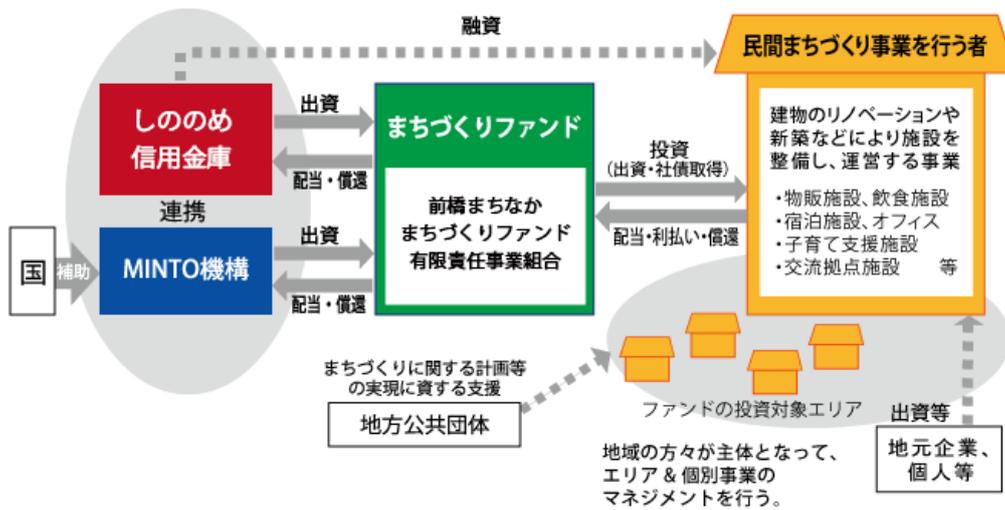


夢を語ろう、手をつなごう。

しののめ信用金庫

NEWS RELEASE

【スキーム図】



【投資対象エリア】

前橋市アーバンデザインのエリア内及びその周辺エリア



以上